

# 令和2年秋の全国交通安全運動が始まります

**実施期間** 令和2年9月21日(月)から9月30日(水)まで

**スローガン** 夕暮れの一番星は 反射材

- 重点目標**
1. 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
  2. 高齢運転者等の安全運転の励行
  3. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



秋口は、日没が急激に早まるため、交通事故が多発します。ドライバーの皆さんは早めのライト点灯を心掛けましょう。また、歩行者の皆さんは暗い時間に外出する際は、反射材を着用したり、明るい色の洋服で外出しましょう。

交通事故は一人ひとりの心掛けで、減らすことができます。交通事故により悲しい思いをする方を一人でも減らすため、思いやりを持った運転をお願いします。

## 歩行者もルールを守りましょう。

交通事故の中では、歩行者が横断歩道以外の場所を横断したため、事故に遭うケースや、歩行者の信号無視が原因で事故に遭うケースがあります。歩行者のみなさん。道路を横断する時は、前後左右をよく確認し、横断歩道を渡りましょう。また、信号が青であっても左右の確認を十分に行ってから横断を始めてください。

子供たちにとって、保護者のみなさんが手本です。道路に出る時は、どんな時でも「止まる・見る・待つ」を大人が実践し、繰り返し教えてください。



## 自転車に乗るときのルール

自転車は、身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶ちません。特に、小学校5年生以降、自転車乗用中の死者、重傷者の割合が高くなっています。自転車に乗るときは「ちばサイクルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

### ～自転車に乗る前のルール～

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

### ～自転車に乗るときのルール～

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認をしよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう



## 高齢ドライバーのためのポイント

- 体調が悪い時、雨の日や夜間の視界が悪い時等は運転ミスにつながります。無理に車を運転せずに公共交通機関を利用しましょう。
- 運転に不安を感じた時は運転免許の自主返納や、セーフティ・サポートカーを検討しましょう。
- 運転免許を自主返納した方などへの支援措置もあります。

いくつになっても安全第一のQRコード



セーフティ・サポートカーについて



支援措置について

### 3つ以上の項目にチェックが入る人は注意しましょう。

#### 認知機能の低下に関するチェックリスト

- 車のキーや免許証などを探し回ることが増えた
- 曲がる際にウィンカーを出し忘れることが増えた
- 何度も行っている場所への道順がすぐに思い出せないことが増えた
- 車庫入れで壁やフェンスに車体をこすることが増えた
- 駐車場のラインや枠内に合わせて車を止めることが難しくなった
- 急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど、運転が荒くなった(と言われる)
- 洗車道具などをきれいに整理しなくなった
- 好きだったドライブに行く回数が減った
- 同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった



日本認知症予防学会理事長、鳥取大学医学部教授  
特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事  
浦上 克哉 監修  
特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会  
「運転時認知障害早期発見チェックリスト」から

## 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

### ドライバーの皆さん

- 日没の早まりによる交通事故が多くなります。前照灯は早目に点灯しましょう。
- 道路上に人が寝ている時があります。夜間先行車や対向車がない場合はハイビームを上手に活用し、道路上の危険を早く発見して事故を回避しましょう。

### 歩行者の皆さん

- 道路を横断する際は横断歩道を通行しましょう。
- 夜間など暗い時の外出時には明るい服装と反射材を身につけましょう。
- 歩きスマホなどの「ながらスマホ」は大変危険ですので、やめてください。

## 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

**酒酔い運転 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金**

**酒気帯び運転 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金**

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態)で車両等を運転する行為。

**車両提供**  
運転者が酒酔い ▶ 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金  
運転者が酒気帯び ▶ 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

**酒類提供・同乗者**  
運転者が酒酔い ▶ 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金  
運転者が酒気帯び ▶ 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金

**飲酒検知拒否**  
3ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金

※すべて運転免許の行政処分の対象になります。